

## ○可茂衛生施設利用組合入札結果等公表要綱

令和元年10月29日  
可茂衛生施設利用組合訓令甲第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）が発注する契約の透明性の向上を図るため、組合が実施する一般競争入札、指名競争入札（以下「競争入札等」という。）及び随意契約の結果に関する情報（以下「契約情報」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 契約情報は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる様式により公表する。

区分	様式
予定価格50万円以上の工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）で、競争入札等を実施した場合	入札結果報告書（別記様式第1号） （一般競争入札の場合は入札結果報告書と当該公告の写し）
予定価格50万円以上の工事で、随意契約をした場合	見積結果報告書（別記様式第2号）
予定価格50万円未満の工事又は工事以外で、競争入札等を実施した場合	入札調書（別記様式第3号） （一般競争入札の場合は入札調書と当該公告の写し）
予定価格50万円未満の工事又は工事以外で、随意契約をした場合	見積調書（別記様式第4号）

2 契約情報の公表は、前項に規定する様式の閲覧により行うものとする。ただし、競争入札等を実施した場合又は予定価格50万円以上の工事で随意契約をした場合は、インターネットを利用して閲覧に供する方法を併せて行う。

3 前項の規定による公表は、当該契約を締結した後遅滞なく行わなければならない。

4 第2項の規定による閲覧の期間は、公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の3月31日までとする。

(閲覧場所及び時間)

第3条 前条に規定する閲覧の場所は、総務課総務係又は当該契約に係る事務を所掌する係の事務所窓口とする。

2 閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定によるインターネットを利用した閲覧については、適用しない。

(1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(閲覧の方法)

第4条 閲覧に供されている書類（以下「閲覧書類」という。）は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。

2 閲覧は、職員の指示に従い、指定の場所で行うものとする。

3 閲覧者は、閲覧書類を汚損することのないよう注意するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年11月1日から施行する。

（可茂衛生施設利用組合公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する規程の廃止）

2 可茂衛生施設利用組合公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する規程（平成16年可茂衛生施設利用組合訓令甲第2号）は廃止する。

別記様式第1号（第2条関係）

## 入札結果報告書

契約番号	
件名	
契約の相手方	
事業場所	
契約締結日	
履行期間	
契約方法	
入札執行日	
契約金額	
内消費税額	
予定価格	
入札書比較価格	
業者選定理由等	
事業種別	
事業概要	

金額の単位：円

入札参加業者及び入札経過	No.	業者名	1回目	2回目
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			

様式第2号（第2条関係）

## 見積結果報告書

契約番号	
件名	
契約の相手方	
事業場所	
契約締結日	
履行期間	
契約方法	
見積書徴収期日	
契約金額	
内消費税額	
予定価格	
見積書比較価格	
業者選定理由等	
事業種別	
事業概要	

金額の単位：円

見積書徴収業者及び見積経過	No.	業者名	1回目	2回目
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			



